

新旧対照表

現場代理人の兼務に関する事務取扱要領

改正後	現 行
<p>第1条 この要領は、現場代理人の兼務について対象となる工事の範囲を設定し、現場代理人の兼務に関する事務取扱いについて必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>第1条 この要領は、現場代理人の兼務について対象となる工事の範囲を設定し、現場代理人の兼務に関する事務取扱いについて必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>第2条 兼務の対象となる工事 袖ヶ浦市が発注する、請負金額が <u>3,500 万円未満</u>の工事で、次の条件を全て満たす場合には、現場代理人1人につき2件まで職務を兼務することができる。</p> <p>(1) 兼務する工事は全て、袖ヶ浦市の発注であること。 (2) 既に契約を締結している工事の請負金額が、<u>3,500 万円未満</u>であること。 (3) 現在、他の工事において現場代理人の兼務をしていないこと。</p>	<p>第2条 兼務の対象となる工事 袖ヶ浦市が発注する、請負金額が <u>2,500 万円未満</u>の工事で、次の条件を全て満たす場合には、現場代理人1人につき2件まで職務を兼務することができる。</p> <p>(4) 兼務する工事は全て、袖ヶ浦市の発注であること。 (5) 既に契約を締結している工事の請負金額が、<u>2,500 万円未満</u>であること。 (6) 現在、他の工事において現場代理人の兼務をしていないこと。</p>
<p>第3条 現場代理人を兼務させる場合の事務について 現場代理人の兼務を行う場合は、受注者が兼務を希望する工事の発注機関に対し、届出を行うものとする。</p> <p>(1) 契約締結時の書類について ア 受注者は、現場代理人の兼務を希望する工事の契約を締結する場合、契約締結時に主任技術者等選任通知書に加えて、別記1号の様式による現場代理人兼務届を速やかに提出する。 イ アによる提出後速やかに、既に契約締結している工事の発注者あてに別記第1号様式による現場代理人兼務届を提出する。 ただし、添付書類については不要とする。</p> <p>(2) 兼務の解除及び変更について ア 兼務している工事の一方が竣工（本市へ引渡後）した場合等、現場代理人が兼務する必要がなくなったときは、契約継続中の発注者あてに別記第2号様式による現場代理人兼務解除届を提出する。 イ 次のいずれかに該当する場合は、兼務をしている双方の発注者あてに別記第3号様式により現場代理人変更届を提出する。 ①設計変更により、一方の工事の請負金額が、<u>3,500 万円以上</u>となった場合 ②病気・死亡・退職等特別な場合で、発注者がやむを得ないと認めた場合 ウ イによる現場代理人の変更に伴い、現場代理人を兼務するための要件を満たすことができなくなった場合は、兼務をしている双方の発注者あてに別記第2号様式による現場代理人兼務解除届を提出する。</p>	<p>第3条 現場代理人を兼務させる場合の事務について 現場代理人の兼務を行う場合は、受注者が兼務を希望する工事の発注機関に対し、届出を行うものとする。</p> <p>(1) 契約締結時の書類について ア 受注者は、現場代理人の兼務を希望する工事の契約を締結する場合、契約締結時に主任技術者等選任通知書に加えて、別記1号の様式による現場代理人兼務届を速やかに提出する。 イ アによる提出後速やかに、既に契約締結している工事の発注者あてに別記第1号様式による現場代理人兼務届を提出する。 ただし、添付書類については不要とする。</p> <p>(2) 兼務の解除及び変更について ア 兼務している工事の一方が竣工（本市へ引渡後）した場合等、現場代理人が兼務する必要がなくなったときは、契約継続中の発注者あてに別記第2号様式による現場代理人兼務解除届を提出する。 イ 次のいずれかに該当する場合は、兼務をしている双方の発注者あてに別記第3号様式により現場代理人変更届を提出する。 ①設計変更により、一方の工事の請負金額が、<u>2,500 万円以上</u>となった場合 ②病気・死亡・退職等特別な場合で、発注者がやむを得ないと認めた場合 ウ イによる現場代理人の変更に伴い、現場代理人を兼務するための要件を満たすことができなくなった場合は、兼務をしている双方の発注者あてに別記第2号様式による現場代理人兼務解除届を提出する。</p>

改正後	現 行
<p data-bbox="38 316 488 344">第4条 現場代理人の責務について</p> <p data-bbox="69 352 1111 416">現場代理人は、兼務する一方の工事現場に従事している時であっても、他方の現場代理人の契約上の職務を免じるものではない。</p> <p data-bbox="152 459 237 488">附 則</p> <p data-bbox="69 496 1003 525">この要領は、平成24年4月1日以降に契約を締結する工事から適用する。</p> <p data-bbox="152 568 237 596">附 則</p> <p data-bbox="69 604 1003 633">この要領は、平成28年7月1日以降に契約を締結する工事から適用する。</p>	<p data-bbox="1111 316 1561 344">第4条 現場代理人の責務について</p> <p data-bbox="1133 352 2186 416">現場代理人は、兼務する一方の工事現場に従事している時であっても、他方の現場代理人の契約上の職務を免じるものではない。</p> <p data-bbox="1216 459 1301 488">附 則</p> <p data-bbox="1133 496 2067 525">この要領は、平成24年4月1日以降に契約を締結する工事から適用する。</p> <p data-bbox="1182 600 1267 628"><u>(新設)</u></p>